

# 刈谷市総合運動公園整備・管理運営事業

## 基本協定書（案）

令和7年3月24日

刈谷市

※本事業基本協定書（案）は、事業実施協定の締結に向けた基本的な役割等を記載したものであり、優先交渉権者が提出した提案書類の内容及び本市と優先交渉権者との協議により、必要な範囲で記載内容を修正する。

## — 目 次 —

第1条	(目的)	-----	1
第2条	(用語の定義)	-----	1
第3条	(基本的合意)	-----	2
第4条	(実施スケジュール)	-----	2
第5条	(事業実施協定締結に向けた事業全体計画書の策定等)	-----	2
第6条	(その他必要な準備行為への着手)	-----	3
第7条	(事業実施協定の締結)	-----	3
第8条	(事業実施協定の不締結等)	-----	3
第9条	(事業実施協定締結不調の場合の処理)	-----	3
第10条	(損害の賠償)	-----	4
第11条	(秘密保持)	-----	4
第12条	(個人情報の取扱い)	-----	4
第13条	(権利義務の譲渡等)	-----	4
第14条	(本事業基本協定の変更)	-----	5
第15条	(本事業基本協定の有効期間)	-----	5
第16条	(準拠法及び裁判管轄)	-----	5
第17条	(協議)	-----	5

別紙1：実施スケジュール

刈谷総合運動公園  
整備・管理運営事業基本協定書（案）

刈谷市総合運動公園整備・管理運営事業（以下、「本事業」という。）の実施に関して、刈谷市（以下「甲」という。）並びに●●事業者連合体を構成する代表企業としての●●（以下「代表企業」という。）、構成企業としての●●及び●●（以下、代表企業及び各構成企業を総称して又は個別に「乙」という。）は、以下の通り本事業に関する事業基本協定（以下、「本事業基本協定」という。）を締結する。

（目的）

第1条 本事業基本協定は、本事業に関し、乙が優先交渉権者として選定されたことを確認し、事業実施協定の締結に向けて、乙が実施すべき諸手続について定めることを目的とする。

（用語の定義）

第2条 本事業基本協定において使用する用語の定義は次の通りとする。

- （1）「公募要綱等」とは、甲が本事業に関して公表した令和7年3月24日付の公募要綱及びその付属資料（公表後の修正を含む。）、並びにそれらに関する質問に対して甲がホームページにおいて公表した甲の回答をいう。
- （2）「提案書類」とは、公募要綱等に基づき、乙が提出した提案書類及び提案書類の説明又は補足として乙が本事業基本協定締結日までに甲に提出したその他一切の文書（ただし、提案書類のうち、甲と乙の協議により変更された内容を含む。）をいう。
- （3）「事業全体計画書」とは、第5条第3項に基づき策定されるPark-PFI事業、管理運営事業からなる事業全体の計画を定めた計画書をいう。
- （4）「公募設置等計画」とは、都市公園法第5条の3の規定に基づき、甲に提出する計画をいう。本事業においては、公募要綱第3章から第5章に基づき、乙が甲に提案する計画を指す。
- （5）「公募対象公園施設」とは、都市公園法第5条の2第1項に規定する「公募対象公園施設」をいう。
- （6）「特定公園施設」とは、都市公園法第5条の2第2項第5号に規定する「特定公園施設」をいう。本事業においては、必須特定公園施設と任意特定公園施設の総称をいう。
- （7）「利便増進施設」とは、都市公園法第5条の2第2項第6号に規定する「利便増進施設」をいう。

- (8) 「優先交渉権者」とは、提案審査を経て、最も優れた提案を提出した者として甲が選定した者をいう。
- (9) 「事業予定者」とは、本事業基本協定締結後において、公園施設の基本設計や事業全体計画書の策定、関係者との調整など、事業実施協定締結に向けた業務を行う者をいう。
- (10) 「事業実施協定」とは、本事業の実施に関して、甲と代表企業、公募対象公園施設設置及び管理運営業務を実施する企業、特定公園施設整備・譲渡業務を実施する企業、利便増進施設設置及び管理運営業務、提案の範囲に基づく管理運営事業を実施する企業との間で締結される刈谷市総合運動公園整備・管理運営事業における事業実施協定をいう。
- (11) 「特定公園施設整備・譲渡契約」とは、甲と乙のうち特定公園施設を整備・譲渡する乙との間で締結される契約をいう。

(基本的合意)

第3条 乙は、公募要綱等及び提案書類に基づき、第7条第3項に定める日までに事業実施協定を締結すべく、誠実に対応し最大限の努力をする。

2 乙は、公募要綱等を十分に理解しこれに合意したこと、及び公募要綱等に記載の条件を遵守の上、甲に対し提案書類を提出したものであることを確認し、提案書類に記載の内容を誠実に履行するものとする。

3 提案書類に公募要綱等を満たしていない部分（以下「未充足部分」という。）があると甲が判断した場合、乙は、未充足部分につき公募要綱等を充足するために必要な措置を講じ、提案書類（事業全体計画書作成後は事業全体計画書を含む。）を訂正しなければならない。なお、乙は、本事業の優先交渉権者として選定されたことをもって未充足部分の不存在が承認されたものではないことを確認する。

(実施スケジュール)

第4条 乙は、別紙1のスケジュールに従って、事業実施協定の締結に向けた詳細協議、事前準備等を実施するものとする。

(事業実施協定締結に向けた事業全体計画書の策定等)

第5条 乙は、事業実施協定の締結に向けて、自らの責任と費用負担において、甲と誠実に詳細協議を行うとともに、公募要綱等及び提案書類を遵守するために必要な措置を行うものとする。

- 2 乙は、自らの責任と費用負担において、公募対象公園施設、特定公園施設の基本設計を行うこととする。
- 3 乙は、事業実施協定締結までに、公募要綱等及び提案書類に基づき、評価講評における意見その他甲からの要望事項及び本条第1項に規定する詳細協議の結果を踏まえ、本事業の事業全体計画書を策定し、甲の承諾を得なければならない。
- 4 本事業基本協定の締結後、甲からの書面により請求があった場合には、乙は甲に対し、速やかに提案書類の詳細を明確にするために、資料その他一切の書面及び情報を提出する。

(その他必要な準備行為への着手)

第6条 乙は、事業実施協定の締結前であっても、本事業を遂行するため、自らの責任と費用負担において、公募要綱等及び提案書類を遵守するために必要な準備行為を行うことができるものとし、甲は、必要かつ可能な範囲で乙に対して協力するものとする。

(事業実施協定の締結)

- 第7条 乙は、第5条及び第6条に定める諸手続を実施したことについて、甲の確認を得なければならない。
- 2 乙は、前項に基づく確認を得た上で、甲と事業実施協定の締結に向けた協議を行い合意に達した場合、事業実施協定の締結に向けた手続を行うものとする。
  - 3 事業実施協定の締結は、令和●年●月●日を目途とする。

(事業実施協定の不締結等)

- 第8条 甲は、乙が提出した応募表明書及び応募資格確認書並びに提案書類に虚偽の記載があったと認められるときは、乙の事業予定者の地位を解消し、本事業基本協定を解除し、事業実施協定を締結しないことができる。
- 2 甲は、乙のいずれかが、本事業基本協定の締結のときから事業実施協定締結までの間に、公募要綱等に定める応募資格要件を満たさなくなったときは、本事業基本協定を解除するとともに事業実施協定を締結しないことができる。
  - 3 乙の責めに帰すべき事由により、第7条3項に定める日までに甲と乙が事業実施協定の締結に至らなかった場合は、本事業基本協定を解除する。

(事業実施協定締結不調の場合の処理)

第9条 甲と乙が事業実施協定の締結に至らなかった場合には、既に甲と乙が本事業の準備に関して支出した費用は、各自が負担し、相互に債権債務関係の生じないことを確認する。

(損害の賠償)

第10条 本事業の公募手続に関し、第8条第1項から第3項までのいずれかの事由が生じたことに起因して甲が損害を被った場合、甲は乙に対し賠償を請求することができる。

(秘密保持)

第11条 甲及び乙は、本事業又は本事業基本協定に関して知り得たすべての情報のうち次の各号に掲げる以外のもの（以下「秘密情報」という。）について守秘義務を負い、当該情報を漏らしてはならない。

- (1) 開示の時に公知である情報
- (2) 開示者から開示を受ける以前に既に被開示者が自ら保有していた情報
- (3) 開示者が本事業基本協定に基づく秘密保持義務の対象としないことを承諾した情報
- (4) 開示者から開示を受けた後正当な権利を有する第三者から何らかの秘密保持義務を課されることなく取得した情報
- (5) 開示者から開示を受けた後被開示者の責めによらないで公知となった情報
- (6) 裁判所等により開示が命ぜられた情報
- (7) 甲が法令又は刈谷市情報公開条例等に基づき開示する情報
- (8) 甲が刈谷市議会の請求に基づき開示する情報
- (9) 乙が本事業に関する資金調達に必要として開示する情報（ただし、融資金融機関が、本事業又は本事業基本協定に関して知り得たすべての情報のうち本項第1号から第6号までに掲げる以外のものについて守秘義務を負うこと、及び本条第2項から第4項までにおける乙の秘密保持に関する義務と同等の義務を負うことについて、乙に対し事前に書面にて誓約した場合に限る。）

2 乙は、本事業の遂行以外の目的で秘密情報を使用してはならない。

3 乙は、委託先や請負発注先等への見積依頼や契約の締結、弁護士や公認会計士等への相談依頼などを行う場合など、相手方に本条と同等の守秘義務を負わせた上で、当該業務に必要な限りで第三者に秘密情報を開示することができる。

4 前項の場合において、乙は、秘密情報の開示を受けた第三者が当該秘密情報を目的外で使用することのないよう適切な配慮をしなければならない。

(個人情報の取扱い)

第12条 乙は、本事業基本協定に基づき個人情報を取り扱う場合は、個人情報の保護に関する法律及び刈谷市個人情報の保護に関する法律施行条例を遵守しなければならない。

(権利義務の譲渡等)

第13条 乙は、甲の事前の書面による承諾がある場合を除き、本事業基本協定上の地位及び権利義務を第三者に対して譲渡し、承継させ又はその他の処分をしてはならない。

(本事業基本協定の変更)

第14条 本事業基本協定は、甲及び乙の書面による合意がなければ変更することができない。

(本事業基本協定の有効期間)

第15条 本事業基本協定の有効期間は、本事業基本協定締結日から事業実施協定締結日の前日までとする。ただし、本事業基本協定が解除された場合は当該解除の日までとし、事業実施協定の締結に至らなかった場合は、事業実施協定の締結に至る可能性がないと甲が判断して乙に通知した日までとする。

2 本事業基本協定の有効期間の終了に関わらず、第9条から第12条、第16条及び第17条までの効力は、有効期間終了後も存続する。

(準拠法及び裁判管轄)

第16条 本事業基本協定は日本国の法令に準拠し、日本国の法令に従い解釈され、本事業基本協定に関する一切の紛争の第一審の専属的合意管轄裁判所は名古屋地方裁判所とする。

(協議)

第17条 本事業基本協定に定めのない事項又は疑義を生じた事項については、必要に応じて甲と乙の間で協議して定める。

[以下本頁余白]

この協定の締結を証するため、本事業基本協定書●通を作成し、甲、乙がそれぞれ記名押印の上、各自 1 通を保有する。

令和●年 ●月 ●日

(甲) 刈谷市東陽町 1 丁目 1  
刈谷市  
市長 稲垣 武 印

(乙) 代表企業  
所在地  
商号及び名称  
代表者名 印

構成企業  
所在地  
商号及び名称  
代表者名 印

構成企業  
所在地  
商号及び名称  
代表者名 印



別紙1 実施スケジュール（予定）

令和●年●月～●月	基本設計の実施（公募対象公園施設・利便増進施設・特定公園施設）
令和●年●月	事業全体計画書の承認及び公募設置等計画の認定 事業実施協定の締結
令和●年●月～●月	実施設計の実施（公募対象公園施設・利便増進施設・特定公園施設）
令和●年●月頃～	特定公園施設・譲渡契約の締結 工事等に係る占用許可申請 工事の実施（公募対象公園施設・利便増進施設・特定公園施設） 公募対象公園施設・利便増進施設の検査 特定公園施設の検査及び譲渡 施設設置管理許可申請 公募対象公園施設管理運営計画書の提出 その他管理運営計画書の提出  など